

2024 年 3 月 29 日

港湾ユーザー（荷主・船会社）の皆様へ

一般社団法人 日本港運協会
国 土 交 通 省

港湾運送事業者の労務費の円滑な価格転嫁の実行について（お願い）

平素より、港湾運送業界に格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、昨今の原材料価格やエネルギーコストや賃上げ原資の確保を含めて、適切な価格転嫁による適正な価格設定をサプライチェーン全体で定着させ、物価に負けない賃上げを行うことは、デフレ脱却、経済の好循環の実現のために必要であります。

そのためにも、労務費の適切な転嫁を通じた取引適正化が不可欠であるとして、内閣官房及び公正取引委員会より、令和 5 年 11 月 29 日付「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」が公表されたところであります。

本指針は、労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のうち、労務費の転嫁に係る価格交渉について、発注者及び受注者それぞれが採るべき行動・求められる行動を「1 2 の行動指針」として取りまとめたものとなっております。

港湾運送事業者の多くは、前段で申し上げております労務費等のコスト上昇分を吸収するだけの料金収受には至っていない実態が見られます。

つきましては、すべての港湾運送事業者における適正な労務費の収受により、サプライチェーン全体での適正な価格設定の定着のため、本指針の趣旨を踏まえまして、労務費の適切な転嫁について、格別なご配慮を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

【参考】 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針